

藤見中学校 PTA 慶弔規程

昭和51年4月 1日一部改正
昭和51年9月 1日一部改正
昭和53年4月 1日一部改正
昭和58年6月 1日一部改正
平成 元年4月24日一部改正
平成 7年4月27日一部改正
平成 9年4月25日一部改正
平成16年4月23日一部改正
平成19年4月20日一部改正
平成28年4月30日一部改正

本規程は、PTA 会員及び生徒などの慶弔などについて定める。

第一条

1. 学校職員が死亡した場合、2万円の香典をおくる。
2. 学校職員の配偶者、子どもが死亡した場合、1万円の香典をおくる。
3. 生徒の両親もしくはこれにかわるべき保護者が死亡した場合、2万円の香典及び献花をおくる。
4. 生徒が死亡した場合、2万円の香典及び献花をおくる。

第二条

生徒、学校職員が災害で相当の被害を受けた場合、1万円の見舞金をおくる。
ただし、大災害により被害者多数の場合は、常任委員会で協議し決定する。

第三条

1. 会長、副会長の転任・退職などには記念品の贈呈により感謝の意を表す。

運用基準

PTA 会長（又は PTA 副会長）と学級委員は、お通夜（告別式）に参列し、弔意を表し、香典の表書きは、PTA と学級とし、慶弔規定に定める金額を折半しておく。
原則としてお返しはいただかないこととする。

付 則 学校職員とは、市費教職員及び PTA 負担の雇用人をいう。